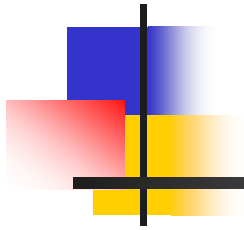



# 「ラジオの将来像に対する問題意識 ～ AM事業者」

---





「地上デジタル放送懇談会 報告書」で示された基本的な枠組み

映像を中心に音声、およびデータも提供できる  
「地上デジタルテレビ放送」と  
音声を中心にデータも提供できる「地上デジタルラジオ放  
送」の2つの放送を実現  
する。

デジタル時代にも、テレビ放送とラジオ放送の共存、共栄が  
明示されている。

(報告書 冒頭部分、および第3章「地上デジタル放送の導入の在り方、  
1の(2)地上デジタル放送のサービス類型より)



## デジタルラジオ「チャンネル・プラン」の早期策定について

- ・「すべての放送をデジタル化する」というのが総務省の大目標
- ・現在、実用化試験放送を行っているのは、東京、大阪のみ

・上記の大目標のもと、デジタルラジオの全国的なチャンネルプランを早期に策定し、デジタルラジオの全国展開が可能となるよう、制度化がなされるべきである。(チャンネルプランが見えないと、受信機メーカーも本腰を入れて受信機の開発・販売には取り組まない。)

地上デジタルラジオ放送のチャンネルプランは、テレビと同じ1999年頃に策定される予定だったが、その後の検討によって、「地上デジタル放送懇談会 報告書」が示したVHF帯では思うように周波数が確保できないことがわかった。そのため当面VHFのCh7を確保することができる東京、大阪のみで、まず地上デジタルラジオの実用化試験をおこない、全国展開は地上波テレビのデジタル化が完了する2011年以降に実施するというスキームが組み立てられたという経緯がある。



## デジタル時代のラジオおよびテレビ サービスの近似

---

・手軽に持ち歩くことができ、どこでもサービスを楽しむことのできるラジオは、携帯性、移動性にきわめて優れた放送メディアである。

・いっぽう、広帯域を使用する映像メディアであるテレビは、家庭での固定受信を中心とするサービスで、全国に普及している。

(車内などでテレビを受信することはできるが、運転中にテレビを見ることはできない。)

テレビの「携帯向け1セグ放送」で、テレビの携帯受信が可能になることによって、携帯性、移動性の観点から見れば、テレビはこれまでのラジオの領域に進出することになる。当然ながら、ラジオならではの従来の特質は薄らぐ。

一方、デジタルラジオでは、静止画や簡易動画を送ることもできるようになる。ラジオがテレビのように大画面で見ることのできる画像データを送ることはないが、音声に付随した画像は送ることができるようになる。これはテレビの「携帯向け1セグ放送」とも、一部抵触する。



## デジタル時代のラジオおよびテレビ サービスの区分(案)

---

デジタルテレビの「携帯向け1セグ放送」は、ハイビジョン放送(12セグメント使用)との、サイマル放送を基本とする。

デジタルラジオは、あくまで音声を中心に、付随する静止画、簡易動画を補完的に放送する。

デジタルテレビの「携帯向け1セグ放送」が、サイマル放送でなく、独自サービスを送ることを可能とするのであれば、それは新規参入も含めた別免許という、新しい制度が導入されるべきである。



## 帯域免許についての考え方

ハイビジョン放送への移行のためにテレビ局に与えられている6MHz(13セグメント)の帯域を、テレビ局の裁量で自由に使えるようにするという帯域免許の考えが導入された場合、圧縮技術の進歩と共に、テレビ局は将来にわたって、多くの電波という資産と、当該帯域を利用した計り知れないビジネスチャンスを自動的に手にすることになる。

これは当初の「デジタル・ハイビジョンを中心としつつ」というデジタルテレビ免許の主旨・目的を大きく踏み越えるものである。

電波は、事業者がおこなうサービスの性格や内容に応じて、それにふさわしい周波数帯域が割り与えられるものである。